平成２１年（フ）第４２９号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目８番９号、前住所埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番７棟305号
債務者　須藤　　弘
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２１年（フ）第５３４号
愛知県岡崎市井内町字上堤25番地１　ドリーム井内103
債務者　川端　厚史
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第２８８号
茨城県石岡市石岡2747番地74
破産者　有限会社セイジョー設備
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２１年（フ）第３０３４号
東京都中央区日本橋１丁目３番８号
破産者　株式会社刀剣春秋新聞社
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２０年（フ）第６１号
北海道旭川市永山十二条３丁目２番４号
破産者　株式会社勇峰工芸
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部
平成２０年（フ）第１８４０６号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社真宝水産
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２０年（フ）第２３７５４号
神奈川県平塚市徳延113―５
破産者　小林　　剛
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２０年（フ）第２３９７３号
茨城県牛久市神谷６丁目25―６
破産者　吉池　久守
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２０年（フ）第２０７９号
京都市伏見区醍醐赤間南裏町３番地
破産者　株式会社シービーシー
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成１８年（フ）第７９０２号
広島市中区宝町４番28号
破産者　株式会社あづさ
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部
平成１８年（フ）第７９０３号
京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町678番地２
破産者　株式会社テイクファイブ
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部
平成１８年（フ）第７９１０号
京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町678番地２
破産者　株式会社ビジョン・スリー
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部
平成１８年（フ）第７９１４号
兵庫県芦屋市公光町９番４号
破産者　株式会社グランシャリオ
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部
平成１９年（フ）第１８０号
東京都八王子市大和田町７丁目６番７号
破産者　イミエンス株式会社
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２０年（フ）第１７６号
東京都羽村市羽中１丁目２番７号
破産者　株式会社エクスト住建
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２０年（フ）第１７７号
東京都青梅市野上町３丁目４番地の９バードウェルマンション302、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市東青梅５丁目１番地の18
破産者　福島　敏郎
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２０年（フ）第７０６号
東京都三鷹市下連雀３丁目45番15号島田ビル１階
破産者　有限会社サンセール
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２０年（フ）第９３４号
東京都昭島市緑町２丁目６番10号、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市新町９丁目2153番地の７ダイアパレス青梅新町204
破産者　木下　　保
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２０年（フ）第１０３２号
東京都府中市府中町２―９―１プレステージ府中409号室、住民票上の住所東京都府中市緑町２丁目20番地の８
破産者　小牧勇一郎
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部